平成２２年（フ）第１５４号
山口県周南市三番町２丁目19番地信田ハイツ102号、前住所山口県周南市梅園町２丁目31番地
債務者　近間　　浩
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１５８号
山口県光市木園１丁目３番３号
債務者　渡邊　孝一
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１６０号
山口県周南市大字徳山7473番地北山アパート202号
債務者　仁科美都代
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１６４号
山口県周南市大字下上762番地の３
債務者　上野百合子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第７６７号
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番27―202号
債務者　藤田　節子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８５９号
北九州市門司区白野江１丁目11番６―501号
債務者　石光美代子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８６５号
福岡県中間市池田１丁目21番４―203号
債務者　藤井美佐子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８７５号
北九州市小倉北区片野新町２丁目８番２―502号
債務者　大口朝美津
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９０５号
北九州市戸畑区新池３丁目11番27号
債務者　髙木　信子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９１３号
北九州市門司区白野江１丁目12番１―304号
債務者　倭　　優子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９２６号
北九州市小倉南区下貫１丁目15番８号
債務者　桐谷　恭子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９３６号
北九州市八幡西区割子川２丁目８番29号Ａ―107
債務者　戸松　　貢
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９６２号
北九州市若松区原町12番４―41号
債務者　阿部　和子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２１７号
青森市浪岡大字杉沢字上福田18番地６
債務者　工藤　信也
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２１９号
広島県福山市木之庄町５丁目22番９―５号、旧住所広島県福山市山手町3342番地２
債務者　畑　　辰昌
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２２０号
広島県福山市木之庄町５丁目22番９―５号、旧住所広島県福山市山手町3342番地２
債務者　畑　　紀子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２３４号
広島県福山市明治町５番４―404号、旧住所広島県福山市引野町５丁目３番15―706号
債務者　片岡　陽子（旧姓木島）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８３号
北海道北見市西富町３丁目15番５号
債務者　長野久美子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係